

北上市分別収集計画

(第10期)

令和4年6月

目 次

| | | |
|----|--|----|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 計画の基本方向 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 対象品目 | 2 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み | 2 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 | 2 |
| 7 | 分別集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分 | 4 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み | 5 |
| 9 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 | 6 |
| 10 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 | 7 |
| 11 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 13 |
| | 特記事項 | 14 |

1 計画策定の意義

水と緑豊かな環境都市きたかみを創造するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済社会システムやライフスタイルを見直し、持続発展的な循環型社会を築くことが必要です。

循環型社会において、リサイクルを進めることはもはや清掃事業の課題ではなく、社会全体として取り組むべき課題となっています。当市は、大規模製造業、先進的商業、近郊農業など多彩な産業がバランスよく集積した都市となっており、経済・消費活動が盛んなことから、構造的にも経済的にも自立しやすい都市であるという特質があります。こうした特質を踏まえ、自立的、発展的な循環型の廃棄物処理システムをつくり上げることが必要です。

このためには、市民、事業者、行政がこれまでの単に「消費し、ごみを出す人」から省資源や資源循環のための環境にやさしい行動を実践する「循環型社会の貢献者」へと生まれ変わる必要があり、また、それぞれが担うべき役割を認識し、協働して取り組みを進めていく必要があります。

本計画は、循環型社会システムの構築に向け、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の促進、焼却処理量と埋立処理量の削減を図ることを目的に、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

2 計画の基本方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下のとおりとします。

- (1) 循環型社会形成のため、容器包装リサイクル法の遵守と4Rを基本とする政策の推進
- (2) 市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任の基、一体となった資源循環の取り組みによる環境負荷の低減
- (3) ごみの発生から処分までの総合的な管理による発生抑制
- (4) 環境に配慮し、効率的なリサイクルと安全・安心なごみ処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類、白色トレイ、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装を対象とします。なお、その他紙製容器包装は、当面、雑誌・その他の紙類と混合収集していくこととします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 5,930 | 5,969 | 6,009 | 5,993 | 5,977 |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては市、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を負担し、相互に協力・連携を図ります。

分別収集の推進を図るため、環境に関する講座を積極的に開催するとともに、各地域の公衆衛生指導員を通じて住民への啓蒙活動を図ります。

(1)市における方策

ア PR、啓発活動、リサイクル教育の充実

ごみの減量、リサイクル推進の意識が生活習慣として定着するよう、幼児から大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、イベント、キャンペーン、施設見学、出前講座、講演会の実施や、図書、ビデオ等を製作し活用するなど学習の機会を拡充します。

I C T技術を積極的に活用し、情報化を総合的に進めるとともに、インターネットやアプリを利用したPRや啓発にも努めます。

また、市のごみ減量専任指導員による、ごみ減量化のPRや啓発活動を引き続き実施していきます。

そのほか、市民がごみ処理に対して安全と安心を実感できるように、岩手中部クリーンセンター及び清掃事業所、最終処分場などの情報も積極的に公開します。

イ 資源ごみ回収団体の育成

廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量を図るため資源ごみを地域で集団回収し、再生資源業者に引き渡した団体に対し、補助金を交付します。また、このリサイクル活動を地域コミュニケーションや環境教育の場として活用します。

ウ ごみの分け方、出し方の啓発

当市のごみの分別方法の周知及び適正な排出を徹底するため、転入手続きの際に「ごみ百科」、「ごみ分別ポスター」、「ごみカレンダー」を配布します。

エ 家庭ごみ有料化のリバウンド防止

ごみ排出者が量や質に応じて適正な社会的コストを負担することにより、ごみに対する意識高揚を図り、ごみ減量化、リサイクルへの取り組みを強化し、ごみ処理に必要な財源を確保するため、家庭ごみの有料化について平成20年12月に実施しました。

家庭ごみ手数料化導入前の平成19年度よりごみの量は減少していますが、東日本大震災以降は微増傾向にあり、現在は新型コロナウイルス感染症流行の影響により増加傾向に歯止めがかかっています。今後は経済活動の回復等によりごみ排出量の増加が見込まれることから、従来の施策に加え小型家電等の分別収集を行うなど、リバウンド防止に努めます。

(2)市民における方策

ア ごみ分別の徹底

「ごみ百科」や「ごみ分別アプリ」を活用し、市で定める分別方法に基づいた分別を行い、市指定ごみ袋・シール券により指定日に排出することとします。

イ 資源ごみ常設ステーション、店頭回収の活用

指定日以外にも資源ごみを排出できる常設ステーションや、スーパー等の店頭回収を活用し、日常的に分別を行うこととします。

ウ 過剰包装の自粛

買い物に際してマイバッグを持参するなどし、買い物袋等の包装を削減することとします。

(3)事業者における方策

ア エコ協力店いわて認定制度の活用

「エコ協力店いわて認定制度」を活用し、包装紙の簡易化、買い物袋の持参促進、

店頭での紙パックやトレイ、空き缶など資源物の回収促進、再生商品の販売促進などごみの発生源対策を推進します。

イ 事業者へのごみ減量化啓発

廃棄物許可業者において、市作成の事業系ごみの分け方・出し方パンフレットを事業者へ配布し、事業系ごみの削減とリサイクルを促進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処分施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|---|--------------------------------------|-----------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器 | | 缶 |
| 主として ガラス製 の容器 | 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ガラスびん |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | | 紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | | 紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 ※1 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの | | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 |

※1の項目については、紙箱を対象として収集を実施します。なお、当面は雑誌及びその他の紙類との混合収集とします。

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

(単位：t)

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主としてスチール製の容器 | 91.7 | 92.1 | 92.6 | 92.6 | 92.6 |
| 主としてアルミニウム製の容器 | 126.4 | 127.0 | 127.6 | 127.6 | 127.6 |
| 無色のガラス製容器 | 224.4 | 225.4 | 226.5 | 226.5 | 226.5 |
| 茶色のガラス製容器 | 209.8 | 210.8 | 211.8 | 211.8 | 211.8 |
| その他のガラス製容器 | 111.8 | 112.3 | 112.9 | 112.9 | 112.9 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | 19.6 | 19.7 | 19.8 | 19.8 | 19.8 |
| 主として段ボール製の容器 | 527.0 | 529.5 | 532.1 | 532.0 | 532.0 |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | (582.1) | (584.9) | (587.7) | (587.7) | (587.6) |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって清涼飲料、特定調味料、酒類等その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 209.5 | 210.5 | 211.5 | 211.5 | 211.5 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 569.1 | 571.9 | 574.6 | 574.6 | 574.6 |
| (うち白色トレイ) | (31.6) | (31.7) | (31.9) | (31.9) | (31.9) |

※カッコ内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示します。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、現在、自治会や市民団体による集団資源回収が進んでいるアルミ缶、びん類、紙パック及び段ボール製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとします。

分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る 分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等 段階 |
|------------|----------------|----------------|---|--------------|
| 缶 | アルミ製容器 | 缶類 | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 住民団体による集団資源回収 スーパー等による店頭回収 | 民間業者 |
| | スチール製容器 | | | |
| びん | 無色ガラス製容器 | びん類 | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 | 民間業者 |
| | 茶色ガラス製容器 | | | |
| | その他ガラス製容器 | | | |
| 紙 | 紙パック | 紙パック | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 住民団体による集団資源回収 スーパー等による店頭回収 | 民間業者 |
| | 段ボール | 段ボール | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 住民団体による集団資源回収 | |
| | その他紙製容器包装 | 紙類 | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 | |
| チップ ックス | ペットボトル | ペットボトル | <ul style="list-style-type: none"> 市による定期回収 | 民間業者 |
| | その他プラスチック製容器包装 | プラスチック類 | | |

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、缶、びん、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、PETボトル、その他プラスチック容器包装については、市内の民間リサイクル施設で選別、圧縮、保管することとしますが、将来的には岩手中部広域行政組合で整備するリサイクルプラザで処理する計画となっています。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

| 処理の段階 | 区 分 | 仕様（形状、形式、能力、数量等） |
|-------|---------|--|
| 排 出 | 集積場所 | 資源ごみステーション（388箇所） |
| | | 資源ごみ常設ステーション（4箇所） |
| 収集・運搬 | 収集車両 | 共通車両利用 |
| 選別・保管 | ストックヤード | ・民間利用 |
| | その他選別施設 | ・民間利用（缶選別機、PET圧縮機、プラスチック圧縮機、発泡スチロール熔融施設） |

分別収集の用に供する施設計画

| 分別収集する容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|------------------|------------|---------------|-------------|---------------|
| アルミ製容器 | 缶類 | ネット袋 | 4 t トラック | ・民間業者の選別・圧縮施設 |
| スチール製容器 | | | | |
| 無色ガラス製容器 | びん類 | プラスチックコンテナ | 4 t トラック | ・民間業者のストックヤード |
| 茶色ガラス製容器 | | | | |
| その他ガラス製容器 | | | | |
| 紙パック | 紙パック | 十字に縛る、またはネット袋 | 4 t トラック | ・民間業者のストックヤード |
| 段ボール | 紙類 | | | |
| その他紙容器包装 | | | | |

| | | | | |
|-----------------|------------------------------|------|-------------|---------------|
| ペットボトル | ペットボトル | ネット袋 | 4 t 塵芥車 | ・民間業者の選別・圧縮施設 |
| その他プラスチック製容器包装類 | ペットボトル、発泡スチロール以外のプラスチック製容器包装 | ネット袋 | 4 t トラック | |
| | 発泡スチロール | | | ・民間業者の溶融施設 |

分別収集に必要な施設計画（その1）

| 施設の種類 | 対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等 | 施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画 | 管理主体等 | 参考欄（現有施設状況） |
|---------------------|---------------------|---|-----------------------|-----------------|
| 【排出段階】 | | | | |
| 1. 排出容器 | | | | |
| 1.1 箱型プラスチックコンテナ | a. びん類（無色、茶、その他の分別） | （仕様） 材質：ポリプロピレン 容積：58ℓ 内寸：512mm×342mm×327mm 数量：ステーション1箇所 所当り5～10箱 | 市 （ただし、設置と回収は委託業者） | 平成7年10月より全域で実施 |
| 1.2 ネット袋 | b. 缶類 | （仕様） 目合い：6mm 寸法：750mm×900mm 口紐：両絞り | 市 （同上） | 平成20年12月より全域で実施 |
| | c. ペットボトル | （仕様） 目合い：16mm 寸法：950mm×1,100mm 口紐：両絞り | 市 （同上） | 平成20年12月より全域で実施 |
| | d. その他プラスチック | （仕様） 目合い：5mm 寸法：1,000mm×1,110mm 口紐：両絞り | 市 （同上） | 平成13年10月より全域で実施 |
| | e. その他の紙 | （仕様） 目合い：2mm 寸法：600mm×750mm 口紐：両絞り | 市 （同上） | 平成20年12月より全域で実施 |
| 1.3 十字にしぼる | f. 紙パック g. 段ボール | （仕様） 一人で簡単に持てる重さにまとめる | 市 | 平成8年9月より全域で実施 |
| 2. 集積場所 | a. ～ g. | <ul style="list-style-type: none"> 従来の資源ごみステーションの利用 資源ごみ常設ステーションの利用 | 公衆衛生指導員ほか | 転入者等に指導 |

分別収集に必要な施設計画（その2）

| 施設の種類 | 対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等 | 施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画 | 管理主体等 | 参考欄 （現有施設状況） |
|--------------------------------------|--|--|-------|---|
| 【運搬段階】 | | | | |
| 1. 専門車両 | | | | |
| 1.1 びん回収用 トラック | a. びん類（無色、茶、その他の分別） | （仕様） 型式：4 t 数量：2 台 | 民間 | 平成7年10月より収集開始 67 [〃] ブロック分割収集 |
| 1.2 缶回収用 ダンプ | b. 缶類 | （仕様） 型式：4 t 数量：2 台 | 民間 | 平成7年10月より収集開始 67 [〃] ブロック分割収集 |
| 1.3 ペットボトル回収用 塵芥車 | c. ペットボトル | （仕様） 型式：4 t 数量：2 台 | 民間 | 平成7年10月より収集開始 67 [〃] ブロック分割収集 |
| 1.4 その他プラスチック製 容器包装回収用 トラック | d. その他プラスチック | （仕様） 型式：4 t 数量：4 台 | 民間 | 平成13年10月より収集開始 67 [〃] ブロック分割収集 |
| 1.5 紙類回収用 | e. 紙パック回収用トラック f. 段ボール回収用塵芥車 g. その他の紙塵芥車 | （仕様） 型式：4 t 数量：1 台 （仕様） 型式：2.5 t 数量：1 台 （仕様） 型式：2.5 t 数量：2 台 | 民間 | 平成8年9月より収集開始 67 [〃] ブロック分割収集 |

| | | | | |
|----------------|---------------------------|---|----|----------------------|
| 1.2 ストックヤード | a. 缶類 (アルミ缶、 スチール缶) | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 7m×7m=49㎡ 7m×7m=49㎡ | 民間 | 平成8年9 月より供用 開始 |
| | b. びん類 | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 無色 5m×8m=40㎡ 茶色 5m×8m=40㎡ その他 5m×8m=40㎡ | 民間 | |
| | c. ペットボトル | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 7m×14m=98㎡ | 民間 | |
| | d. その他プラスチック | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 5.5m×12m=66㎡ | 民間 | |
| | e. 発泡スチロール | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 6m×6m=36㎡ | 民間 | |
| | f. 紙パック | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 1m×7.2m=7.2㎡ | 民間 | |
| | g. 段ボール | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 12m×5.4m=64.8㎡ | 民間 | |
| | h. その他の紙 | (仕様) 形状：屋内ストックヤード 2m×7.2m=14.4㎡ | 民間 | |

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行するため、次の取り組みを進めます。

(1) 公衆衛生指導員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効率的に行うため、各行政区に公衆衛生指導員を設置し、研修会等を通じて資質の向上を図ります。

- ・発 足 平成3年4月
- ・任 期 2年
- ・主な任務 ①分別収集の地域啓発に関すること
②集団資源回収団体の住民啓発に関すること
③ごみ集積所及び資源ごみステーションの維持管理に関すること
④ごみ及び資源物の排出状況の把握と指導及び連絡に関すること

(2) 集団資源回収の維持

子供会、自治会、女性団体、老人クラブ等における集団資源回収を維持するため、減少傾向にある回収回数を増やすよう指導するとともに、回収意欲を損なわないよう、紙類などの引取価格低落に即応した対策をとります。

- ・集団資源回収団体登録数（実施団体） 187団体（令和4年3月末現在）

(3) 資源ごみ常設ステーションの設置

収集日以外にも資源ごみを排出できる常設ステーションを設置し、排出の利便性向上により分別の促進を図ります。

- ・資源ごみ常設ステーション設置箇所数 4箇所（令和4年3月末現在）

【特記事項】

容器包装廃棄物のフロー

北上市における容器包装廃棄物に係る分別排出と収集・処理のフローは、下図のとおりです。

